大阪府庁本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

H19.12.21

大阪府総務部庁舎管理課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

１　公募物件

(1)　清涼飲料水

物件番号	所　在　地	設置場所	外形寸法		最低使用料（年 額）	位置図
			幅	奥行き		
１	大阪市中央区大手前２丁目１－２２	本館１階西廊下食堂前	1.40m以内	0.75m以内	19,950円（税抜き 19,000円）	図１
２	〃	本館３階南廊下中央	1.40m以内	0.50m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	〃
３	〃	本館５階東廊下中央	1.40m以内	0.50m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	〃
４	大阪市中央区大手前３丁目２－１２	別館１階エレベーター前	1.40m以内	0.80m以内	21,840円（税抜き 20,800円）	図２
５	〃	別館４階エレベーター前	1.40m以内	0.80m以内	21,840円（税抜き 20,800円）	〃
６	〃	別館８階エレベーター前	1.40m以内	0.80m以内	21,840円（税抜き 20,800円）	〃
７	大阪市中央区大手前３丁目１－８８	分館６号館１階入口	1.10m以内	0.60m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	図３
８	大阪市中央区大手前３丁目７－４	新分館２号館１階ロビー	1.00m以内	0.60m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	〃
９	大阪市中央区大手前３丁目１－４３	新別館南館７階中央（ベンダーコーナー）	1.10m以内	0.80m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	〃
１０	大阪市城東区蒲生２丁目１０－２８	城東庁舎１階ロビー	1.40m以内	0.80m以内	21,840円（税抜き 20,800円）	〃

(2)　タバコ

物件番号	所　在　地	設置場所	外形寸法		最低使用料（年 額）	位置図
			幅	奥行き		
１１	大阪市中央区大手前２丁目１－２２	本館４階喫煙室内	1.30m以内	0.60m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	図１
１２	大阪市中央区大手前３丁目２－１２	別館８階喫煙室内	1.40m以内	0.60m以内	18,160円（税抜き 17,300円）	図２

※ 設置は物件番号毎に各１台とします。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。

２　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

(1)　次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

①　成年被後見人

②　民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

③　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥　破産者で復権を得ない者
⑦　府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けている者

(2)　次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後２年を経過した者を含む。）であること。
①　大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
④　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
⑥　前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3)　法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。

(5)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6)　府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近１事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

３　公募条件等

(1)　使用料等

①　使用許可の期間

使用許可の期間は平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日の原則として１年間とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として当初許可から５年を限度に、引き続き使用許可を行います。

②　使用料

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に百分の百五を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

なお、年額使用料は、大阪府の発する納入通知書により、使用開始前の大阪府が指定する期限までに全額納入してください。

③　その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とし、年額使用料（設置期間が１年に満たない場合はその期間の額）を当該期間の終了時の大阪府が指定する期限までに全額納入してください。

光熱水費使用料は、電気料金については子メーターを設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額、子メーターを設置しない場合は、以下のとおり積算して得た額とします。また、水道を使用する場合は、既設子メーターの指示値により計測した使用量に水道料金単価（税込）を乗じて積算した額を水道料金とします。

なお、設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

※子メーターを設置しない場合の電気料金の積算式（１年間設置の場合）

（定格消費電力＋電熱装置定格消費電力）×0.25×24 時間×365 日×電気料金単価（年平均単価）

なお、カタログ等で平均消費電力などが示されている場合は、上記の定格消費電力をそれに置き換える。いずれも 60Hz の場合の消費電力を使用。

④ 必須条件

自動販売機は、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、公募物件毎に示した外形寸法を超えないものを設置してください。また、薄型の機種については、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

② 使用期間中に２－（３）にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。

⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。なお、「物件番号９」についてのみ、カップホルダー式の自動販売機でも可とする。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

② 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、本庁舎内の清涼飲料水自動販売機の設置事業者は、回収ボックス以外の場所で集積保管している使用済飲料容器の回収・リサイクルの当番制にも参加・協力すること。

③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

(1) 各本庁舎施設で勤務する職員数等

建物名	職員数	建物名	職員数	建物名	職員数
本　館	約 1,800 人	分館 6 号館	約　　80 人	城東庁舎	約　 170 人
別　館	約 1,500 人	新分館 2 号館	約　　60 人	新別館南館 7 階	※(注)参照

※(注)新別館南館 7 階は、勤務者はありませんが、同フロアの研修センター参加者が多数あります。

(2) 既設自動販売機の売上実績

① 清涼飲料水

関係物件番号	設置場所	H19 年 8 月～10 月の売上額	備　考
１	本館１階西廊下食堂前	２，２０５，４２０円	
２	本館３階南廊下中央	９４２，３８０円	
３	本館５階東廊下中央	１，６８４，５８０円	
４	別館１階エレベーター前	２，１１９，７００円	売上額は既存２台分の合計
５	別館４階エレベーター前	２，４３６，３３０円	
６	別館８階エレベーター前	１，１３１，７００円	
７	分館６号館１階入口	~~１６４，２１０円~~	**⇒修正　６３２,９６０円**
８	新分館２号館１階ロビー	２２７，３８０円	
９	新別館南館７階中央	１３０，８６０円	カップホルダー式
１０	城東庁舎１階ロビー	５０９，５７０円	売上額は既存２台分の合計

② タバコ

関係物件番号	設置場所	H19 年 8 月～10 月の売上額	備　考
１１	本館４階喫煙室内	１，３４３，８４０円	
１２	別館８階喫煙室内	１，６６３，２１０円	

※ 売上額は、現設置事業者の申告によるものです。

5　応募申込手続き

(1)　申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間　平成１９年１２月２１日（金）～　平成２０年 １月１７日（木）必着

送り先　〒５４０－８５７０（住所地番記入不要）

大阪府総務部庁舎管理課庁舎管理グループ　宛

持参する場合

申込受付期間　平成１９年１２月２１日（金）～　平成２０年 １月１７日（木）

【午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時】

なお、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 31 日から 1 月 3 日まで）は受付を行いません。

提出先　　大阪市中央区大手前３丁目２番１２号(大阪府庁別館１階)

大阪府総務部庁舎管理課庁舎管理グループ

(2)　必要な書類（各１部）

①　応募申込書(大阪府所定様式)

②　誓 約 書（大阪府所定様式)

③　販売品目（大阪府所定様式）

④　２－(3)にかかる許認可等の免許証の写し

(3)　その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6　設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 清涼飲料水の自動販売機については、１応募者は最大４件までの応募ができます。４件を超える応募を行った場合は失格とします。また、同一建物内にある物件（物件番号１～３及び同４～６）については、複数の応募はできません。

(3) 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が２者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(4) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、平成２０年1月３１日（木）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

7　使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成２０年2月１５日(金)までに、次の行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「２　応募資格要件」（６）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から３か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》　※提出部数は各１通

① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）

② 設置場所の図面

③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

④ 証明書類（発行日から３か月以内のもの）

<法人の場合>･･･法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、委任状

<個人の場合>･･･印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

８　設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

９　その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府総務部庁舎管理課庁舎管理グループ　担当　山口

大阪市中央区大手前３丁目２番１２号

電話０６－６９４４－６０７９（ダイヤルイン）

応　募　申　込　書

<清涼飲料水自動販売機>

平成　　年　　月　　日

大 阪 府 知 事 様

住　　所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話

大阪府庁本庁舎自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1　設置希望場所及び提案使用料

物件番号	設置場所	応募価格（提案使用料）
1・2・3（いずれかに○）	本館（　　）階	0 0 円
4・5・6（いずれかに○）	別館（　　）階	0 0 円
7	分館６号館　１階	0 0 円
8	新分館２号館１階	0 0 円
9	新別館南館　７階	0 0 円
10	城東庁舎　　１階	0 0 円

※　１．応募金額は４件まで記入できます。４件を超えて記入したものは失格となります。
２．応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
３．応募価格は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に百分の百五を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
４．金額はアラビア数字で記入してください。
５．初めの数字の頭に￥をいれてください。
６．物件番号１・２・３(本館)及び４・５・６(別館)については、それぞれひとつを選んでください。
７．応募しない物件は、金額を記入する必要はありません。

2　添付書類

① 誓 約 書（大阪府所定様式）
② 販売品目（大阪府所定様式）
③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

3　その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

（　　）

応　募　申　込　書

<タバコ自動販売機>

平成　　年　　月　　日

大 阪 府 知 事 様

住　　所（所在地）（〒　　－　　）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞
（事務担当者）
所属部署
氏　　名
電　　話

大阪府庁本庁舎自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1　設置希望場所及び提案使用料

物件番号	設置場所	応募価格（提案使用料）
11	本館　　4階	0　0 円
12	別館　　8階	0　0 円

※　1．応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2．応募価格は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に百分の百五を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3．金額はアラビア数字で記入してください。
4．初めの数字の頭に￥をいれてください。
5．応募しない物件は、金額を記入する必要はありません。

2　添付書類

① 誓 約 書（大阪府所定様式）
② 販売品目（大阪府所定様式）
③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

3　その他

※設置希望の自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

（　　）

誓　約　書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり次の事項を誓約します。

1　応募申込書の提出に際し、大阪府庁本庁舎自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。

2　大阪府庁本庁舎自動販売機設置事業者募集要項の「2　応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

3　設置事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載することに同意します。

平成　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

住　　所
（所在地）

氏　　名
法 人 名
代表者名　　㊞

販　売　品　目

メーカー名	商品名	規格 （内容量）	容器の 種類	標準価格 円	売　値 円	備　　考

（注）１．この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格（内容量）、容器の種類、標準価格（税込額）、売値（税込額）を記載する。
２．清涼飲料水の場合は、容器の種類欄に「缶・ビン・PET ボトル・紙パック・紙コップ」のいずれかを記載する（タバコの場合は記載不要）。
３．応募者が設置を希望する自動販売機のカタログを必ず添付すること。